



甲南大学はキャンパス・ハラスメントを放置しません

甲南大学は学生、教職員の全ての構成員に対して、修学、教育・研究に関わる基本的人権を守る責務を負っており、人権・学修環境を著しく損なう各種のハラスメントを容認しません。

本学の建学精神は、創立者平生三郎が目指した全人的な人格の育成であり、ハラスメントは、その理念の対極にあるものです。本学は建学の精神に基づき、全ての構成員がハラスメントへの理解を深めてハラスメントを防止するために、「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」及び「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止対応規程」を定めて健全な環境づくりに努めています。

「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン（以下、ガイドライン）」及び「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止対応規程」は甲南大学のホームページに掲載しています。

◆ キャンパス・ハラスメントとは

ハラスメントとは、一言でいえば「嫌がらせ」のことであり、相手に不利益を与えたり不快にさせるような言動・行為などをいいます。「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」は、ハラスメントの一般的な内容及び注意すべき点を明らかにすることによって、その予防に努めることを目的としています。ハラスメントには性的な言動や行為によるセクシュアル・ハラスメント、教育・研究に関連した言動などによるアカデミック・ハラスメント、先輩・後輩関係等の優位な地位を利用した言動・行為によって引き起こされるパワー・ハラスメント等があり、以下ではこれらを包括してキャンパス・ハラスメントと呼ぶことにします。

なお、このガイドラインは本学で教育を受ける全ての学生（学部・学環生、大学院生、留学生、研究生、科目等履修生、聴講生、研修生、リカレント生等）、教職員等（常勤・非常勤・嘱託等を問わず、本学に在職する教員、研究員、職員及びその他本学の教育・研究・課外活動に関わる者等）を対象としています。また、ここでいうキャンパスには、正課・課外活動や職場だけでなく、懇親会の席や合宿、研究・研修会等の学外活動も含まれます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、性的嫌がらせを意味し、それは性的な言動（性的差別を含む）によって、相手方の人格を傷つけることをいいます。

このような言動は、性別・地位・立場等には関係なく起こり得るものです。

たとえば次のような言動・行為はセクシュアル・ハラスメントになります

- 相手が嫌がっているにもかかわらず、性的な冗談や容姿についてのからかいを繰り返す。
- 必要もないのに身体に接触したり、執拗に胸などをながめる。
- 懇親会の席上で異性にお酌を強要したり、カラオケでデュエットを強要する。
- 「女だから、女のくせに」あるいは「男のくせに」といった差別的な発言をする。
- 教室・研究室などにヌード写真を貼ったり、卑猥な写真などが掲載された雑誌を持ち込んで見せる。
- 教育・研究上の成績、就職の便宜を図る代わりに性的要求をする。

なお、執拗につけまわすストーカー行為や、いやがらせの電話・メールを繰り返し送りつける行為は犯罪行為ですので注意してください。

加害者にならないために

相手の立場に立って考えましょう。セクシャル・ハラスメントは、本人が意図しているかどうかにかかわらず、相手に不快と思われる性的言動で人格を傷つけることをいいます。性に関する言動・行為の受け止め方は個人によって大きな差があります。私たちの言動がセクシャル・ハラスメントに当たるかどうかということは、それを受け止める相手の感じ方が重要となります。これくらいは大丈夫だろうという勝手な思い込みは避けなければなりません。自分の言動に対する相手方の反応に注意を払い、相手が不快感を表したら即座にその言動をやめるようにしましょう。具体的には、自分の家族や親しい者に対して、同じような言動がなされたときのことを想定し、それが嫌だと思えばセクシャル・ハラスメントにあたると思ってよいでしょう。

(2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教員等の教育上優位な地位にある者が、その地位や権限を利用または逸脱して、教育・指導を受ける学生の修学環境や学習・研究意欲を著しく損なうような不適切な言動や行為を行うことをいいます。なお、その言動や行為が意識的であるか否かは問いません。アカデミック・ハラスメントは、指導を受ける学生の修学環境が損なわれることを通じて、学生に対し大きな精神的・身体的苦痛を与えるので、特に注意が必要です。

アカデミック・ハラスメントで悩む学生はひとりで悩まず勇気を持って苦情と現状改善の申し立てをしましょう。

たとえば次のような言動・行為はアカデミック・ハラスメントになります

- 指導教員からの指導拒否・差別行為・研究妨害、恣意的で公平を欠く成績評価、指導の域を超えた人格を否定するような言動。
- 研究等を名目として、学生を不必要なほどに過重に拘束する。
- 教員の私的用事を学生に不必要に強いることにより、学生を不快にさせる。

加害者にならないために

セクシュアル・ハラスメントと同じように、相手の立場に立って考えましょう。ハラスメントはそのタイプの如何を問わず、「本人が意図しているかどうかにかかわらず、相手が不快に思うこと」が重要な要件です。普段から相手の立場に立って行動することが不可欠です。

(3) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、課外活動やその他学生が組織する活動において、先輩やOB・OG、顧問・監督・コーチといった優位な地位にある者が、その地位や権限を利用するもしくは逸脱して、後輩や団体加盟学生の生活環境や意欲を著しく阻害するような不適切な言動や指導などを行うことをいいます。なお、それが意識的であるか否かは問わないことに注意してください。

たとえば次のような言動・行為はパワー・ハラスメントになります

- クラブ活動やサークル・同好会活動において、上級生が下級生に対して常軌を逸したことをさせる（街角における大声でのエール強要や女子学生勧誘強要、イッキ飲みの強要等）。
- 無謀な計画や反社会的活動の強要。
- 教員、OB・OG等の先輩、上級生という地位を活用したマルチ商法や宗教等への勧誘・強要。
- 活動の名目で、精神的苦痛を与えるほどに過度に活動へ拘束する。

なお、満20歳未満の者に限らず、飲酒の強要は犯罪行為となりますので、注意してください。

パワー・ハラスメントを起こさないために

上の地位に立つものは、自分がかつて置かれていた立場を振り返って行動することが肝要です。「過去から行われてきた慣習だから」「学生だから許される」といった不合理な考えは捨て、皆が快適に過ごせる活動を心がけることが重要です。

(4) マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント、性的指向や性自認についてのパワハラとセクハラ、その他のハラスメント

マタニティ・ハラスメントとは、妊娠、出産、育児等に関する否定的な言動または妊娠、出産、育児休業等の制度の利用に関する言動により、修学環境、教育研究環境または学生生活環境を害することをいいます。

モラル・ハラスメントとは、言葉や態度などによって巧みに人の心を傷つける精神的な暴力のことをいいます。これは、上下関係にある場合のみならず、対等であるべき友人の間柄でも起こり得ます。また、教員や指導者の立場にある者が被害者となる場合もあります。

性的指向（恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか）や性自認（性別に関する自己認識）について、侮辱的な言動をしたり、了解を得ずに暴露することはパワー・ハラスメントになります。

また、被害を受ける者の性的指向・性自認に関わらず、性的な言動はセクシャル・ハラスメントになります。

以上に挙げた以外にも、相手の人権を侵害して、精神的苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりした場合、その行為はハラスメントにあたる場合があります。

たとえば次のような言動・行為はハラスメントになります

- 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害すること
- 同僚や上司、部下の信用を失わせるようなことを言う、または噂を流すこと
- 年齢、出身、身体的特徴、趣味嗜好、国籍などをからかう行為
- 馬鹿にしたように見る、ため息をつくなど、軽蔑的な態度をとること



◆ 苦情・悩みに対する相談窓口

被害者になったら・被害を知ったら

相手に自分が嫌だと思っていることを伝えることが一つの解決方法です。しかし、それには勇気が必要かもしれません。そうした場合は、ひとりで悩まないで相談窓口に行きましょう。知らない人に話すのが嫌なら、友達や家族、先生にでも話してみてください。その人達から相談窓口話してもらうこともできます。

被害を見たり、知ったりした人も傍観者にならないで相談窓口に行きましょう。ハラスメントの救済を求めたことによつて不当な取扱いを受けることはありません。相談窓口では、あなたのプライバシーは最大限尊重されます。

■ 相談窓口の案内

学内

甲南大学における苦情や悩みの相談窓口は、以下の通りです。所属する学部・学環や研究科の教職員等を通じて相談して頂いても構いません。直接相談がしにくい場合には、メールやFAX、手紙等で相談内容を連絡してください。

① 学生生活支援センター (iCommons 2 階)

TEL : 078-435-2321 FAX : 078-435-2552 MAIL : sas@adm.konan-u.ac.jp

② キャンパス・ハラスメント内部通報にかかる外部相談窓口

連絡先はMy KONANに掲載しています。掲示板で、キーワード「ハラスメント」で検索してください。

学外

学外における相談窓口も利用可能です。例えば、次のような相談窓口があります。窓口の開室日時等は各団体のホームページでご確認ください。

① 大阪弁護士会 DV・セクハラに関する電話相談

TEL : 06-6364-6251

② 男女共同参画センター (あすてっぷKOBE) 女性のための相談室

TEL : 078-361-8361

③ ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」

TEL : 078-367-7874

④ 神戸市 障害を理由とする差別に関する相談窓口

TEL : 078-322-0310

◆ 健全な制度運営をめざして

苦情の相談を行ったことにより、苦情申し立て者が不利な扱いを受けたり、脅迫や威圧等を受けたりすることはあってはなりません。そのため苦情申し立て者のプライバシーは最大限保障されます。

逆にハラスメントの相談や調査において、故意にうその申し立てや証言を行うことは、もちろん避けなければなりません。また、キャンパス・ハラスメント解決手続きを利用して報復や反撃を行うことも許されてはならない行為です。防止対応委員会による苦情相談の受付と問題への対応は、キャンパス・ハラスメントにより精神的・身体的被害を被っている大学構成員の救済とその予防が主要目的であることを認識してください。